

平成30年3月1日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成30年3月1日(木) 10時02分開会
11時20分閉会
- 3 場 所 第1委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説 明 員
・総務課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 園田 豊 君
- 7 会議に付した事件
・議案第9号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
・議案第10号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
・議案第30号 放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の制定に
ついて
・陳情第1号 土地の購入に関する陳情書
・所管事務調査について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

2月26日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第9号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の制定について及び陳情第1号、土地の購入に関する陳情書であります。

本委員会の日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおり進めてまいりますので御了承願います。

なお、議案第9号及び議案第10号の表決まで行ったあとに、議案第30号及び陳情第1号の審査に入りますので、よろしく願います。

それでは早速ですが、審査に入ります。

総務課の入室をお願いします。

(総務課入室)

○議案第9号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第9号を議題とします。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第9号について御説明申し上げます。この条例は、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、制定附則を改正しようとするものであります。制定附則では、附則第4項から第20項までを削り、附則第21項に規定されている現在の給料減額期間を改め、同項附則第4項とし、市長等の給料月額を現在と同様に市長は10%、副市長は8%、教育長は7%の率でそれぞれ減額しようとするものであります。この減額措置につきましては、1月30日に開催されました特別職報酬等審議会において御審議いただき、答申をいただいたところであり、最後に、改正附則は条例の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

この削減によって、年間の給与ですね、年間の給与。それが幾らののが幾らに、幾ら減るかという話を数字で教えてください。

山下総務課長

お答えいたします。今回の削減によりまして、現在、市長の給料額、条例本則額が80万円でございますので、10%の削減により72万円となり、月額8万円の削減で、年額にいたしますと96万円となります。副市長は現在、本則額が63万4千円でございます。8%の削減で58万3,280円となり、月額で5万720円の削減、年間で60万8,640円でございます。教育長が58万7千円でございますが、7%削減で54万5,910円、4万1,090円の月額の削減になります。年額で49万3,080円、合計をいたしますと、

3役で月額17万1,810円、年額で206万1,720円の削減となります。なお、給与、期末手当については削減を行っておりませんので、給料のみの削減となります。以上です。

竹原信一委員

私の質問が理解されていなかったようですね。年間、例えば、市長が年間の給与、年間幾らもらって、そしてこの削減によって年間幾ら削減されて幾らになる。これを質問したわけですけど。市長のだけでいいです。

山下総務課長

市長はですね、給料と期末手当をあわせた給与で、削減によって1,159万6,800円になります。削減額は先ほど申し上げました96万円ということになります。

[竹原信一委員「そうするとこのパーセントでいうと幾らになるんだっけ。年間給与からすると。」と呼ぶ]

大田重男委員長

竹原信一委員、手を挙げて言って。

竹原信一委員

削減は年間で何パーセントになるんでしょうか。

山下総務課長

給料にいたしますと10%の削減でございます。これを年間給与と比較いたしますと、約7.6%ほどになります。96万円を年間給与に比較した率ということで御理解をいただきたいと思えます。

大田重男委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第9号について、審査を一時中止いたします。

○議案第10号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第10号を議題とします。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第10号について、御説明申し上げます。

この条例は、引き続き職員の給料月額を減額しようとするものであり、制定附則第5項及び第6項中の現在の適用期間を平成30年度に改めるものであります。減額は現在と同様に、1級は1%、2級は2%、3級及び4級は3%、5級は4%、6級及び7級は5%、平均約3%の率でそれぞれ減額しようとするものであります。最後に、改正附則は条例の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

竹原信一委員

阿久根市の削減努力が大体、概ね1から3%程度、給与にすれば2%程度という感じなんですけれども、ラスパイレス指数のときに、92とかいう数字が出てくるんですね。普通、それだったら8%削減して92というのはわかるんですけれども、この大きな数字の違いはということが原因になっているんでしょうか。

わかる。ラスパイレス指数と言ったときに、阿久根市は92とか、91.1とかいうじゃないですか。ところが、削減努力はこの程度だと、平均で3%程度。見たときに、92%程度であれば、ラスパイレスがね、この数字であれば8%ぐらい努力して92ならわかる。努力の程度がこの程度なのにラスパイレスがこんなに大きく低いって原因は何なのでしょう。

山下総務課長

もともと数字の持つ意味が違うと思っております。3%というのは、本来削減がない場合に受けとることとなる支給される給料の額に対して、減額した額がどれくらいの比率を占めるかということが3%ということです。ラスパイレス指数というのは、国家公務員との給料比較の数字であります。だから、8%なければラスパイレス指数が92にならなければおかしいということではありません。国家公務員と比較しての指数ですので、そこは御理解いただきたいと思えます。ラスパイレス指数がどういうものを御説明申し上げたいと思えますが、ラスパイレス指数は国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与水準でございます。職員の構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定して算出するものであります。つまり、地方公共団体の仮定給料総額、地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得て、当該地方公共団体における仮定給料総額を算出します。これが実際の国家公務員の給料総額に比べてどうであるか、加重平均した百分率がラスパイレス指数でありますので、意味が違うかと思っております。

竹原信一委員

国家公務員の給料表と阿久根市の給料表は違うんですか、そもそも。

山下総務課長

同一でございます。

竹原信一委員

同じ給料表を使いながら、ラスパイレス指数に大きな差がある原因は何ですかと。

山下総務課長

給料表の額が同じでも、実際に支給している給料は減額をしておりますから違います。実際に支給されている平均給料月額との比較でございます。

竹原信一委員

ですから、減額の努力というのが先ほどから言っている2%だの、3%だの程度でありますので、どうして大きな差になるのかという原因の話ですよ。阿久根市の職員の場合は評価が低い、安い給料になるように低く評価をしてあるのかという話になってくるわけですね。

山下総務課長

御理解いただきたいと思うんですけれども、全体の給料でいきますと3%の削減をしております。その給料総額が国に対してどれくらいの比率にあるかということで比較した場合に、92点何がし、平成29年度は92.7というラスパイレス指数が出ております。仮に、この独自削減がもっと緩和されたり、あるいはもっと重くなれば国との比較においては当然変動してくると、こういうことでございます。

竹原信一委員

ですからですよ、例えばほかの自治体と比較して阿久根市が特に削減努力が大きいとか、あるいはしてないとか、そういうことではないだろうと思うんですけれども。国というのは給料表が全く自治体と一緒に、元のが一緒に、それにおいて全く努力の余地と言うかな、削減の余地というのはラスパイレス指数にそれほど影響しないという感じに見えますよね。削減努力3%、そういう意味で関係わかるように言ってもらえませんか。

山下総務課長

ラスパイレス指数は国との比較の数字です。比較の対象となる国は固定しております。個々の団体でその比較が、阿久根市の場合は92.7、29年ですけれども、ほかの団体でもそれぞれの数値があります。比較の対象となるものが固定されていて、こちらの数字がどうであるかというのは、給与水準がどうであるかの目安には十分なるものだと思っております。3%削減したものが平均給与、平均で3%ですので、1%から5%まで、一番大きいものは5%ですから、ここの平均給料が年齢別に区分して国とは比較をいたしますので、5%削減される職員が多ければ、当然そこところは減額の幅は大きくなっていくわけですね。

年齢構成によって違ってきます。それが押しなべて平均3%削減ということで出しておりますので、その結果、阿久根市においては全体としてこれだけの減額になりました。それが国と比較して相対的にどうであるかという数値は、他の団体との比較においても十分比較の目安になるものだと思っております。

竹原信一委員

ですからですよ、ラスパイレス指数を計算するときというのは、年齢を、加重を勘案してあるんじゃないですか。それはないの。

山下総務課長

先ほど申し上げましたが、職員構成を学歴別、経験年数別に区分して。

竹原信一委員

したんですよ。あるんです。だからわからんわけです。

だからこの差が理解できんわけです。元の給料表は一緒、国と阿久根も経験別、学歴別みたいな区分も一緒であればですよ、努力による削減部分によってだけ差が表れるはずなのに、ね、ラスパイレスは92ぐらい、給料努力、削減努力は3%平均、まったくわからん。そしたらさ、職員はラスパイレス指数だけみてもものすごく低い給料をもらっているように感じるわけですよ。削減努力のせいじゃなくて、何のせいなんですかと言ったときに、どうしようもないですね、これ。なおしようもないという感じになるじゃないですか。

山下総務課長

少し、ラスパイレス指数の試算方法について説明が必要かと思っておりますけれども、このようにラスパイレス指数、

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 10:19~10:33)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま資料請求を求めて審査に入りたいという意見がありましたが、皆さんの意見を願います。

木下孝行委員

私は必要ない。十分これで納得はできますし、俸給表なんかもあるわけで、別に計算書はいらないと思いますけど、皆さんが必要だと言え、私はそこは言いません。

竹原信一委員

審査する上では要らないにしてもですね、私たちはこの数字は計算、どういうふうにするかというのは知る必要があると思います。その決をとるに当たっての問題よりも、一応この資料は請求して受け取りましょう。

大田重男委員長

竹原信一委員、あとでその資料をもらえばいいわけですね。

竹原信一委員

そして皆さんの、全議員がね、一応これを理解する必要があると思いますので、それに本会議でも説明ができないです。そうしないと。

大田重男委員長

それでは、ラスパイレスに関する計算資料を後でもらうということで、それでよろしいですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、議案第10号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室)

大田重男委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 10:34～10:43)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、これから採決に移りますが、議案ごとに討議、討論、採決の順番に進めます。

なお、各議案に関しての賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

〔発言する者あり〕

○議案第9号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは議案第9号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に討論に入ります。

竹原恵美委員

賛成の立場で討論いたしますが、先の人事院勧告になぞらえた変更もありました。その上においては市民にも認知された減額の条例だと思えます。以上です。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第9号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第10号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第10号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

木下孝行委員

賛成の立場ですけど、今回の削減というのは市長が組合と協議して結論出したということで、本来は元に戻したいんですけど、同じレベルでの報酬を上げてやるべきだと思っておりますが、そういった過程があったということで賛成をしたいと思います。

渡辺久治委員

賛成の立場で討論します。賛成と言うよりも、もともと私は職員の給料に関しては最終的

には住民の所得水準を考慮に入れるべきだというふうに思っておりますが、それはまた将来のこととして、今の状態では市長のこの削減の意向を尊重したいと思っております。

大田重男委員長

ほかにないですか。

竹原恵美委員

私は先ほどと同じように、人事院勧告になぞられるという上においては市民に認知された条例だと思っておりますので賛成いたします。

大田重男委員長

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第10号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第30号 放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第30号を議題とします。

ここで、本案の提出者の説明を求めたいと思っておりますが、いかがですか。

本会議で説明があったわけですけど。

竹原信一委員

提案者の意向があればそれは受け入れていいんじゃないかと思っております。

〔発言する者あり〕

大田重男委員長

よろしいということですね。

説明を本会議でやりましたから、提案者の説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

木下孝行委員

本条例に関してですね、議員が条例を提出するという事は非常に素晴らしい行動だと私は評価をするんですけども、この条例に関して本市以外の市町村で条例を策定しているところもございまして、そこは大きく理由があって、そこではそういった核のごみの受け入れについて、その首長さんがそういった意向を示したりとか、はっきりとそういった前提的な話が持ち上がって議会が反対をという立場で条例をつくったというような過去のいきさつもあるんですけども、まだ、阿久根市はそういった状況ではないような気がするんですけども、提案者はそういったことは考えはなくて、率先してやるべきだろうという、そういった前提がないなかでということでは考えられなかったのか。

竹原恵美委員

前例と言われますと、恐らく南大隅のこととして言われるのかなと。今、鹿児島県内と言いますと9つありまして、西之表市、南大隅町、中種子町、南種子町、錦江町、十島村、宇検村、東串良町、屋久町あります。必ずしも前提条件があるとはないんですけど。それと阿久根市においては市長の考えとも私は同じであろうかと思っております。市長との考えの差は見られないと思っております。阿久根においては特化して処分にも適地、そしてプラスして輸送にも適地という判断があります。国はこれから適した場所に対しては交渉していくという文面もつけておりますので、阿久根としては反応を示すことは必要ではないかと思つた次第で

す。

濱之上大成委員

私としてはこれは大きな問題であろうと思っております。ただ、県内では南さつま市、南大隅町、錦江、東串良など制定されているところではありますけれども、現実にはこれは国の政策が一番の大きな問題であって、私としてはまずはこういった特定廃棄物の最終処分に関する法律という状況においては、各県知事、それから各市町村の意見を十分に尊重するというふうになっているわけですので、今のところ、もうちょっと時間をおくべきじゃないかなというふうに私は思う1人であります。そしてまた、もうちょっと議論しながら持っていくべきだろうと。それと同時に、私は個人的には、まず鹿児島県は川内に原発を引き受けているという責任もあるということに僕は全国にも責任を持つべき県でもあるというのを一つは思ってもおりますので、ここはしっかりと議論してからがよろしいんじゃないかなというふうに思うので、これは継続のほうで持っていくべきじゃないかなと私は思います。

大田重男委員長

質疑ですから、それは次のときに。

濱之上大成委員

継続すべきだと思うんですが、どうですか。

竹原恵美委員

確かに国の政策の上で今持ち上がっていて、日本中で考えなきゃいけないことの放射性廃棄物の処理なんですけど、この条例においては拒否であって禁止ではない。だから、自治体が発言できる、私は拒否します、でも国が持ってくる時は軍の基地とも一緒ですけども、国の政策においてはそれは禁止はできない。だから拒否という言葉を使っている。その部分は自治体が発言できる言葉は利用して、使った条例ではあると理解しております。

濱田洋一委員

提案者に1件だけ、ちょっと確認なんですけれども、放射性廃棄物の持ち込み、この持ち込みというのは、いわゆる最終処分場というような捉え方になるんですかね。

竹原恵美委員

この持ち込みは置くという場合であって、通過する、きのう話がありまして、通過するというのはかけてなくて、処分、中間処分、そして研究もしなければいけないということが考えられておりますので、その施設で置く、保管するというのを条件にしています。

濱田洋一委員

置く、保管するそのあと最終的な処分ということになりますよね。それも含めた中での持ち込みという捉え方でよろしいんですかね。

竹原恵美委員

そのとおりです。最終処分場としてももちろん拒否をしています。

大田重男委員長

ほかに質疑ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第30号についての各委員の意見を伺います。

〔発言する者あり〕

木下孝行委員

私は今回、先ほども申し上げましたが、議員が条例を提案するという事はすばらしい行動だと考えてはいるんですけども、この放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例というのは、今の時点では全く前提がはっきり言って、100%とは言いませんけれども、かなりな中での条例提案かなと思うわけでありまして、国のほうも法律のほうでこういった今後十分調査をして決定をしていく中で、決定をした場合は都道府県知事及び市町村の首長の意見を十分尊重するというふうにもなってもおりますし、その場合は当然議会が判断をするという状況が出てくると思います。条例なしで議会が判断することもできますし、その直前にそ

ういった動向が見られたときに初めて条例をつくるなりというような、そういうことも十分できるんだろうと今後思いますので、今、この条例を制定するというのはいささか時期尚早ではないかなというふうに思いますし、ただ、一つ考えられることは、こうして今からこの問題は大きく動いていくわけでありまして、当然、自治体、議会とすれば、このことは重視しながら情報なり、こういうことに関しては我々も興味を持っていかなければいけないことだろうと思いますので、私はこれを継続審査していったほうがいいのではないかなというふうに思います。

濱田洋一委員

提出者から示されました放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の目的として、ここに記載されております目的のところでございますが、このことは私も同感であります。大切なことであるということは十分理解しているところであります。しかしながら、放射性廃棄物の保管、中間処分、最終処分等につきましては国が全面に立ってですね、取り組むべきものだというふうに考えております。そして、昨年7月に公表されました科学的特性マップ、この国から提示されたマップを契機として今後ですね、国民的な議論がですね、行われていくことが最も重要であると考えております。このようなことから、我々議会としましても時間をかけてですね、議論を重ねていくことが必要だと思っておりますので、継続審査ということで私は希望いたします。

渡辺久治委員

日ごろからマスコミでも報道されてますとおり、放射性廃棄物の毒物というのは大変なものであります。今実際、そういうことはきのうのニュースでも言うておりました。これは本当に毒性があるんです。そして、我々の生活をむしばんでいきます。国はこのことに対してはっきりした方針を示していない。これも事実であります。ですから、これは自治体が主体となって声をあげなければどうしようもありません。住民のことを思えば即これは行動を起こすことが大事だと思います。そういう意味では、即これに賛成して、国にそういう姿勢を示すことが大切であると感じます。市長もこの前そういうのを一般質問で言うておりました。だから別に矛盾しないと思います。ぜひこれは通してもらいたいと思います。以上です。

[発言する者あり]

濱之上大成委員

この1条の目的というのはほんとに大事なことなんですよね。ただ、先ほど来言いますように、今、渡部委員がおっしゃるのもわからんことでもないんですが、現実として、今、こういう国がようやくというのはほんとにいい加減なことでありまして、だけでもその動きを見守る、現時点では見守るべきではないかなと、私も思ってる1人であります。ただ、くぎを刺したいのは、鹿児島県にあるということだけは一県民としては責任を持たないかなということの一つの意見として私は思っていますので、今後、検討していくべきだろうと。継続のほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

竹原恵美委員

継続の御意見をいただくところではありますが、ごみマップ、科学的マップの中では、もちろん適地としてされて、既に除外されてしまった場所と、こうして適地として指摘されている場所が既にもうある。1歩、私たちは前に進んでいるという現実を私たちは受けとめる必要があると思います。これに対して黙っているということは黙ってそのあとの1歩前に進むということ、よそよりももう一つ適地の条件はそろっているわけですから、その上で私たちは市議会としてアクションを起こす、それに対する反応もなければ国も、みんな同じですから、同じ、もしくは1歩、もう1歩、もう1歩前に出た地域として見ているだけであろうと思いますから、その次のアクションがもちろん声がかかるであろうと思われま。そのときに市議会が黙っていいのだろうか、私は思うところです。阿久根市の産業の構成から見ても第一次産業、それを利用した二次、三次として従事している方々も多くおられます。例えば一つの例ですけれども、以前に旧笠沙町の住民の方がおっしゃったのは、誘致の話が

新聞に掲載されただけで魚の注文が断られたということが以前の経験からあります。この条例を、拒否です。どこまでも拒否で、できることは拒否であって禁止ではないんですが、条例をつくることでこのような言葉は避ける、このような風評被害も含めて避けることが、先に私たちは手を打つことができるのではないかと思います、延ばさずに、今私たちは現状を見て、市民のことだけを思って判断する必要があるのではないかと、私は提案してます。

大田重男委員長

今、竹原恵美委員が言ったこともわかるんですけど、それはあくまでも継続審査を言われる人も否定はしていないんですよ。

竹原恵美委員

意見を出すところなので言わせていただいたところです。

西田数市委員

両方の意見を聞いて、条例をつくることも大事、もっと審議しながら継続するのも大事で、私の場合は今迷っているところなんですけど、両方とも大事だと思っているところなんですけど、この拒否するだけで禁止じゃないわけだから。その拒否にかかわる条例は何が悪いのか、それがまた継続する理由の、両方の意見をもう1回聞きたいんですけど、いいですか。

大田重男委員長

即決でやっていいのか、みんなでいろいろ勉強して、いろんな関する法律もあるんですよ。こいうのを取り寄せてみんなで勉強して、それから審査する必要もあろうかと私は思ってます。特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律というのもできてるんです。

西田数市委員

大事なところだから、もっと審議していいかなという。

大田重男委員長

継続審査するのか、今審議はしているんですよ。

西田数市委員

もっと深く深く審議していくべきかな。私の場合はどちらも大事と思っているから。

[発言する者あり]

とりあえず、私の場合は条例をつくるのも大事と思っているし、また、急ぐべきでもない、もっと審議していったほうがいいと。

大田重男委員長

もっと勉強して継続審査したいということでしょう。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:04～11:07)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、委員から議案第30号について継続審査との意見がありましたが、お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第30号について、慎重審査のため閉会中もなお継続して審査することとし、継続審査の申し出を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により、

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:09～11:11)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御異議がありますので挙手により採決いたします。

ただいま議題となっている議案第30号について、閉会中の継続審査の申し出を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認め、よって本案は閉会中の継続審査の申し出を行うことに決しました。

○陳情第1号 土地の購入に関する陳情書

大田重男委員長

次に、陳情第1号、土地の購入に関する陳情書を議題とし、審査に入ります。

まず、提出者を呼ぶことを含め、審査の方法について、委員の皆様から御意見を申し上げます。

竹原信一委員

今回はですね、風力発電の設置に購入の話がありましたと書いてあるので、そっちを進めてみたらどうですかと、ちょっと相談してみまじょうかと。継続審査でいかがでしょう。

大田重男委員長

まずは提出者を呼ぶことを含め。

[発言する者あり]

それでは陳情者を呼ばないこととして審査をしていくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、陳情者は呼ばないことに決しました。

それでは陳情第1号について、皆さんから意見を申し上げます。

竹原信一委員

陳情者に対してですね、発電の購入の話があったのはそれを進めてみたらいかがですかと、相談してみようと思えますけども。議会としてはどうするかわからないけど、前回否決した経緯がありますので、否決するのかな、かもしれないけども、とりあえず一応継続ということで希望します。

木下孝行委員

前回不採択にしたということで、全く同じことでありまして、同じ判断を私はすべきだろうと思います。

濱之上大成委員

私も竹原委員の気持ちは十分に私も感じるころなんですが、やっぱり文言はどうこうなんですがね、一旦不採択した状況でもありますし、個人の保有地でもあるという状況からいったら、やっぱり議会としたら不採択に持つべきじゃないかと、同じようにですね。申しわけないんですがね、そういうふうには個人的には思います。

大田重男委員長

ほかに意見はありませんか。

竹原恵美委員

阿久根市は市有財産を一般の全国平均的な自治体からすると2倍ほど持っている、過剰に持っているということは、阿久根市公共施設等総合管理計画の中で非常に問題視をしているところです。この上に普通財産を持つことはできないと私は認識しているので反対いたします。

竹原信一委員

今の件はですね、阿久根市の財産といって土地などの売却価値がないものを多めに持っているわけですね。そして、売却というか、市民がそれを所有すると固定資産税は払わないかん状況ですから、実際に阿久根市が土地などをたくさん所有している状況というのは、市

民にとっては悪いことではなくて、むしろ交付税をふやす要因になっている。市民から税金を取らずに済んでるということなんです。その判断というのは阿久根市は正しくはないと思いますよ。財産をふやすべきではないという発想は都会とはずいぶん違ったものがあります。

大田重男委員長

今、審査方法について今話をしているから。

それでは、先ほど竹原信一委員から継続審査という意見があり、御異議がありましたので挙手により採決いたします。

ただいま議題となっている陳情第1号について、閉会中の継続審査の申し出を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手少数と認め、よって本件は閉会中の継続審査の申し出を行うことは否決されました。

それでは、これから採決に移りますが、討議、討論、採決の順番に進めます。本件についての賛成、反対の表明は、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、陳情第1号について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結します。

それではこれより陳情第1号について採決に入りますが、委員の意見は不採択とする意見が多いようですが、採決は採択についてお諮りいたします。

本件は、採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手なしと認めます。

よって、陳情第1号は、不採択とすべきものと決しました。

○所管事務調査

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

ここで、本委員会の今後の調査について、委員の意見を伺います。

木下孝行委員

継続していいじゃないですか。

〔発言する者あり〕

大田重男委員長

それでは今後委員会を開いていきますが、その委員会の開催日については委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

竹原恵美委員

まだ行っていない所管事務調査などもあるんですけども、もし時間、ルートなどで可能でしたら八女市のバイオマスタウン構想というのがありますので、御提案したいと思います。八女市は竹の利用にもものすごく力を入れてまして、バイオマスタウンがあり、八女バンブーバレー実証研究センターもオープンし、利用しにくい竹を目先を変えて企業も入って動かしている、積極的に動かしているのが八女市です。もし行けるとすればルートなどで可能であれば一つ御提案したいと思います。

木下孝行委員

今から諮るんでしょうけど、八女市に行きたいということになるのであればですね。

〔発言する者あり〕

大田重男委員長

ただいま竹原恵美委員からの意見もありましたから、それも参考にして委員会で協議したいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

それでは、委員会の開催日については委員長に一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会の開催日についてはお知らせしますのでよろしくお願ひします。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりの総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 11時20分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男